

## 1. 本方針の目的

- 東京 2020 大会、さらに、大会後も引き続き、都民が誇りを持ち、来都者を惹き付ける都市になるために、夜間景観に磨きをかけ、東京の魅力を更に高めていく必要がある。
- このため、東京の夜間景観の大きな要素を占めている、公共施設から先行してライトアップを実施していくことで、民間施設へ波及させていく。

## 2. 本方針の対象及び位置づけ

### (1) 「ライトアップ」について

- ライトアップとは、建造物等に照明を当てたり、照明自体を取り付けたりすることで、光で夜間景観を演出することである。
- 都市活動に必要な照明の中には、夜間景観を形成するうえで、重要な要素となっている照明もある。
- そこで、「公共施設等のライトアップ基本方針」（以下、「本方針」という。）では、公共建造物やインフラの美しさを光で演出するための照明（以下、「演出照明」という。）と安全性確保のために必要な機能的な照明（以下、「機能照明」という。）の考え方や光害等がもたらす影響、光の演出による効果等について整理することとする。



表参道



レインボーブリッジ

図 1 ライトアップの例

※演出照明：光の装飾により、個性や歴史、文化、環境等を表現することでまちのイメージを際立たせ、まちを構成する通り等をわかりやすくすることで、季節感や時間の変化等を伝える。（例：橋梁のライトアップ、建造物のライトアップ）

※機能照明：安全、防災、防犯等の視点から、都市活動に必要な照明。明るさや効率性、経済性等を考慮して設置される。（例：防犯灯）

## (2) 対象施設

- 本方針では、以下の都有施設を主な対象施設とする。また、その他の国・区市等の公共施設等については本方針に沿った協力を求めていく。なお、ライトアップによる演出照明の対象施設は、当該施設や地域の特性を踏まえて検討を行う（詳細は、5（2）コンセプトⅡで説明）。

### 《主な対象施設》

#### [公共建築物]

文化施設（博物館等）、歴史的建造物、大学、市場、庁舎、スポーツ施設

#### [インフラ]

道路、橋梁、河川、鉄軌道駅・鉄道橋、港湾・海岸施設、公園・庭園、空港・ターミナル

### 《その他の公共施設等》

- 国及び区市の「公共建築物」及び「インフラ」
- 一部の民間施設（例：公共性が高い、鉄軌道駅・鉄道橋、高速道路等）  
※その他の公共施設等については、各事業主体に対し、協力を求めていく。

## (3) 本方針の位置づけ

- 本方針は、上記の公共施設等に関するライトアップの基本的な考え方や事業の推進方策を示すことにより、各施設管理者等がライトアップを実施する際に利活用することを想定している。